

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿に添えて届け出るべき文書に関する事項

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第八十六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をするものが添える宣誓書に、当該政党その他の政治団体以外の法第百五十条第一項第二号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として、第百十一条の六第二項第一号に規定する五人要件文書にその氏名を記載された者を、当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員として当該政党その他の政治団体に所属する五人以上の衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載した文書（二において「第一号要件文書」という。）に、その氏名を記載していないことを当該政党その他の政治団体の代表者が誓う旨を追加すること。（第八十八条の五第三項第一号関係）

二 参議院議員の選挙において比例代表選出議員の選挙と選挙区選出議員の選挙を同時に行う場合には、法第八十六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をするも

のは、当該参議院議員の選挙において、当該政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等（法第八十六条の七第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で法第八十六条の三第一項の規定による届出をしていないものを含む。）若しくは法第一百五十五条第一項第二号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員、当該政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として第一号要件文書にその氏名を記載された者、当該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として第一百一十一条の六第二項第一号に規定する五人要件文書にその氏名を記載された者又は当該政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等の参議院名簿登載者若しくは所属候補者として第八十八条の五第三項第三号に定める文書にその氏名を記載された者を、当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員として、第一号要件文書にその氏名を記載することができないものとする。こと。（第八十八条の六第二項関係）

第二 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送のための録音又は録画の公営に関する事項

参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送のための録音又は録画の公営について、衆議院小選挙区

選出議員の選挙における政見放送のための録音又は録画の公営と同様とすること。（第百十一条の五関係）

第三 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に関する都道府県の選挙管理委員会等に対する文書の提出等に関する事項

一 法第百五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者は、法第八十六条の四第一項、第二項又は第五項の規定による届出のあった日に、二一及び二に掲げる区分に応じ、当該二一及び二に定める文書を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙について、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に提出しなければならないものとする。 （第百十一条の六第一項関係）

二 法第百五十条第六項に規定する政令で定める文書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書とすること。（第百十一条の六第二項関係）

1 法第百五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ(1)に該当する政党その他の政治団体であるもの 当該政党その他の政治団体に所属する五

人以上の衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載した文書（以下「五人要件文書」という。）並びに当該五人要件文書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該五人要件文書に第百十一条の八第二項において準用する第八十八条の六第二項の規定又は第百十一条の八第三項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を当該衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を記載していないことを当該政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書

2 法第百五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ(2)に該当する政党その他の政治団体であるもの 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数を記載した文書

三 法第百五十条第六項ただし書に規定する政令で定める場合は、同条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同条第六項第二号に掲げる政党その他の政治団

体のうち、法第八十六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の七第一項の規定による届出をしたものである場合とすること。（第百十一条の六第三項関係）

四 中央選挙管理会は、参議院比例代表選出議員の選挙と同時に行われる参議院選挙区選出議員の選挙の期日の公示又は告示があつた日に、法第五十条第六項各号に掲げる政党その他の政治団体（同項第二号に掲げる政党その他の政治団体のうち、法第八十六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の七第一項の規定による届出をしたものを除く。）の名称、本部の所在地及び代表者の氏名を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に通知しなければならないものとする事。 （第百十一条の七関係）

五 推薦団体又は確認団体に所属する衆議院議員又は参議院議員の数の算定等について、参議院名簿届出政党等に所属する衆議院議員又は参議院議員の数の算定等と同様とすること。（第百十一条の八関係）

第四 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に関する手話通訳者への報酬の支給に係る規定の整備
法第九十七条の二第五項に規定する同条第二項の規定により報酬の支給を受けることができる者を使

用する前に同条第五項の規定による届出をすることができない場合として政令で定める場合は、法第五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者が同条第二項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が法第九十七条の二第二項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するものとすること。（第二百二十九条第七項関係）

第五 施行期日等に関する事項

一 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十五号）の施行の日（平成三十年十二月二十五日）から施行するものとする。（附則第一項関係）

二 この政令による改正後の公職選挙法施行令第八十八条の五第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十八条の六第二項、第三項及び第七項、第一百一十一条の四第二項、第一百一十一条の五第一項から第三項まで、第一百一十一条の六から第一百一十一条の八まで並びに第二百二十九条第七項及び第九項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとする。（附則第二項関係）